

## 「液化石油ガス安全高度化計画2030」への取組みについて

LPガス業界では全国と連携し、国・消費者等との共同により安全・安心な社会の実現を目指して、「液化石油ガス安全高度化計画 2030」を取組んでおります。

各販売事業者におかれましては、自社の保安内容をしっかりと把握し法令違反の無いようお取組み願います。また、取引適正化についてもご対応頂き「お客様から選ばれ続けるエネルギー業界」となりますようお願い致します。

LPガス部会委員におかれましては、各支部会においてご説明頂きますようお願い致します。

(関係資料別紙)

1. 「液化石油ガス安全高度化計画 2030」 (概要)
2. 令和5年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書
3. 供給機器の期限管理 (J L I A資料)
4. 容器流出防止措置

# <概要>

# 液化石油ガス安全高度化計画2030について

➤ 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定する。

## 安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、L Pガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

## 実行計画(アクションプラン)

### 1. 消費者起因事故対策

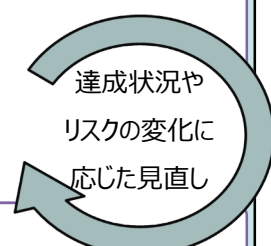
- CO中毒事故防止対策
  - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
  - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
  - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
  - ・安全な消費機器等の普及促進
  - ・周知等による保安意識の向上
  - ・誤開放防止対策の推進
  - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
  - ・消費設備調査の高度化 ・リコール製品等への対応

### 2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
  - ・供給管・配管の事故防止対策
  - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
  - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
  - ・他工事事故防止対策
  - ・質量販売に係る事故防止対策
  - ・バルク貯槽等の告示検査対応

### 3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
  - ・災害に備えた体制構築
  - ・迅速な情報把握
  - ・容器の転倒・流出防止対策
  - ・雪害事故防止対策



### 4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
  - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
  - ・L Pガス事業者等の義務の再確認等
  - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
  - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
  - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
  - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

## 安全高度化指標

2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

## 基本的方向

- ① 事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ② 各主体の連携の維持・強化
- ③ 事業者等の保安人材の育成
- ④ 一般消費者等に対する安全教育・啓発

# 令和5年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書

令和6年3月末現在  
(一社)全国LPガス協会 調査

都道府県協会名

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会

## I 事業所の概要

### 1. 回収率

報告書配布事業所	227事業所	—
報告書回収事業所	216事業所	(95.15%)
報告書未回収事業所	11事業所	(4.85%)

### 2. 監督所管

経済産業省所管	0事業所	(0.00%)
産業保安監督部所管	1事業所	(0.46%)
都道府県所管	215事業所	(99.54%)
市町村所管	0事業所	(0.00%)
合計	216事業所	(100.00%)

### 3. 消費者戸数

(キャンブ・屋上等の質量販売、閉栓消費者は除きます。(以下、Ⅱ、Ⅲ、Ⅴも同じ))

A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	22,064戸	(4.05%)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	316,032戸	(57.98%)
C 一般住宅	206,965戸	(37.97%)
D 合計(A+B+C)	545,061戸	(100.00%)

## Ⅱ 燃焼器具等未交換数

① 湯沸器 (不燃防なし)	開放式	0台
	CF式	0台
	FE式	0台
	合計	0台
② 風呂釜 (不燃防なし)	CF式	0台
	FE式	0台
	合計	0台
③ 排気筒(不具合のものに限る) (CF式、FE式、FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒)		0台
合計		0台

## Ⅲ 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

① 業務用厨房施設	12721施設	
② ①のうち、法定周知以外の周知を行った施設数 (ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知)	9594施設	
③ ①のうち、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数	設置済	6,668施設
	設置不要	2,013施設

## Ⅳ 業務用施設のSB(EB)メータ設置先連動遮断状況

① 業務用施設のうちSB(EB)メータ設置戸数	9,923戸	
② ①のうちガス警報器 連動遮断戸数	連動済	8,650戸
	連動不要(屋外)	861戸
連動率	(95.45%)	

## Ⅴ バルク貯槽20年検査を迎え検査又は廃棄したバルク貯槽の数

	令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月末実施数		令和6(2024)年度予定数		
区分	①20年検査を 実施して合格	廃棄して入替対応		④期限満了基数	⑤ ④の期限満了数 + 前倒し予定数
		②バルク入替	③シリンダー入替		
基数	2基	239基	86基	111基	342基

## Ⅵ 集中監視システム設置戸数

①常時監視システム	298,922戸
②低頻度型集中監視システム	30,315戸
設置率	(60.40%)

## Ⅶ 容器流出防止地域への対応

	令和6年3月末現在	施行前日の令和6年6月1日時点(予定)
① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)を問わず容器流出防止措置済の施設数	40,700施設	27,900施設
② 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の対象施設数	16,240施設	11,834施設
③ 上記②の内、容器流出防止措置済の施設数	12,691施設	10,308施設

## Ⅷ 安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等		②ヒューズガス栓等			③ガス警報器				④調整器	
	設置済戸数	期限切れ戸数	設置済戸数	設置不要	設置率	設置済戸数	設置不要	設置率	製造年から5年経過戸数	設置済施設数	製造年から7年交換タイプは7年10年交換タイプは10年経過施設数
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	21,975戸 (99.60%)	78戸 (0.35%)	18,152戸	3,390戸	(97.20%)	17,375戸	3,381戸	(93.00%)	2,788戸 (16.05%)	17,806施設	889施設 (4.99%)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	316,017戸 (100.00%)	149戸 (0.05%)	276,110戸	33,265戸	(97.65%)	262,458戸	36,399戸	(93.86%)	30,804戸 (11.74%)	47,062施設	2,423施設 (5.15%)
C 一般住宅	206,284戸 (99.67%)	301戸 (0.15%)	171,200戸	29,559戸	(96.50%)	120,857戸	39,534戸	(72.18%)	12,700戸 (10.51%)	199,859施設	7,028施設 (3.52%)
D 合計 (A+B+C)	544,276戸 (99.86%)	528戸 (0.10%)	465,462戸	66,214戸	(97.20%)	400,690戸	79,314戸	(86.03%)	46,292戸 (11.55%)	264,727施設	10,340施設 (3.91%)

# 令和5年度 需要開発推進取組状況等調査報告書

令和6年3月末現在  
(一社)全国LPガス協会 調査

都道府県協会名 (一社)沖縄県高圧ガス保安協会

## 事業所の概要

	事業所数	回収率
報告書配布事業所	227事業所	—
報告書回収事業所	216事業所	(95.15%)
報告書未回収事業所	11事業所	(4.85%)

## IX 需要開発関係

	GHP	エネファーム	ハイブリッド 給湯	エコジョーズ	Siセンサー コンロ	ガス浴室暖房 乾燥機
①令和5年度販売台数	32 台	18 台	42 台	2,044 台	8,685 台	317 台
①の内、非エコジョーズ機器からの 取替台数	—	2 台	2 台	193 台	—	—

## X 農業、漁業、林業におけるLPガス販売状況

	農業	漁業	林業
令和5年度 販売量	88.0 トン	2.8 トン	0.0 トン

## XI オール電化・都市ガスとの移動関係

① オール電化関係	移動戸数	② 都市ガス関係	移動戸数
LPガス→オール電化	303 戸	LPガス → 都市ガス	9 戸
オール電化→LPガス	173 戸	都市ガス → LPガス	29 戸

## IV ガス料金の公表状況関係

	回答数	回答数(1~4合計)
1. 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。	125	216
2. ホームページにガス料金を掲載している。	42	
3. 店頭及びホームページにガス料金を掲載している。	38	
4. 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。	11	

## IV LPガスを供給している賃貸集合住宅において、入居を希望する方にLPガス料金を入居前にお知らせできるよう、物件の所有者又は不動産管理会社へ料金表の情報提供状況

	1. はい	2. いいえ	回答数(合計)
①賃貸集合住宅に1件以上の供給を行っている。	183	33	216
②上記で1.「はい」の内、予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は 不動産管理会社に「LPガス料金表」により情報提供している。	95	88	183

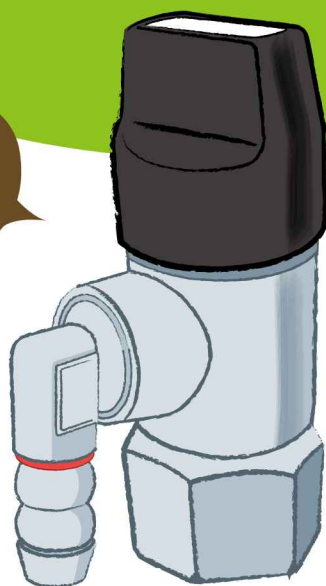
# ガスの元栓にも 寿命があるのを 知っていましたか？

交換期限を超えると故障する確率が高くなります。  
期限が来たら元栓を交換し事故を防止しましょう。

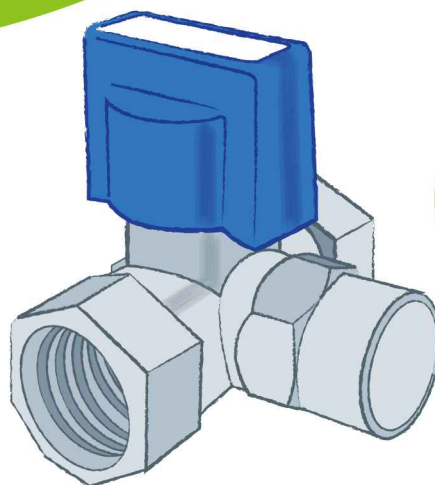
交換時期は  
期限管理シールで  
確認しましょう



ホース  
ガス栓



可とう管  
ガス栓

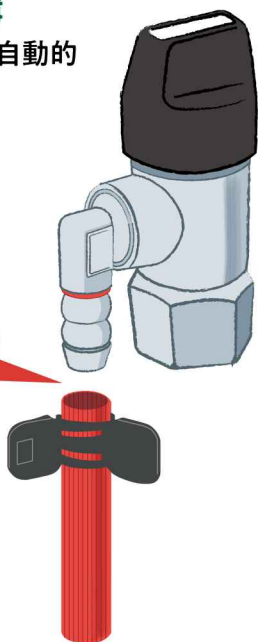


## ガスの元栓の安全機構 元栓には次のような安全機能があります

### ◎ヒューズ機構

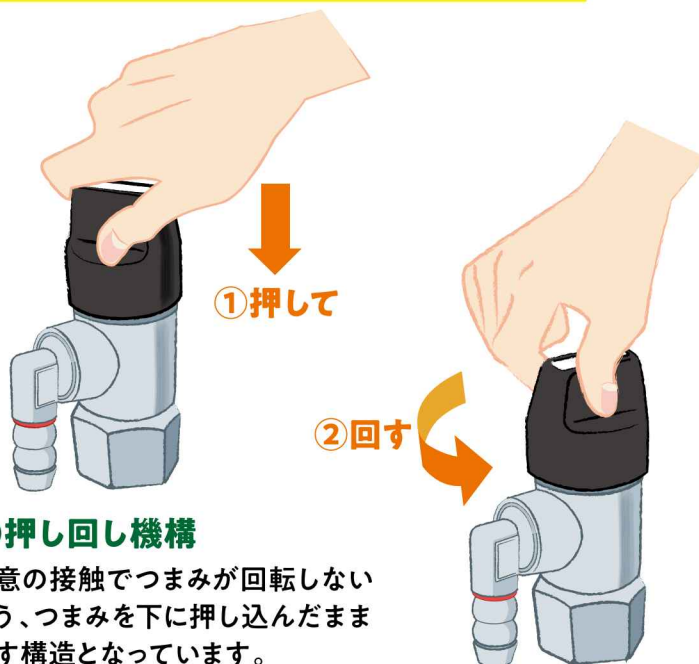
ホースが抜けた際に自動的にガスを止めます。  
(ホースガス栓のみ)

STOP!



### ◎押し回し機構

不意の接触でつまみが回転しないよう、つまみを下に押し込んだまま回す構造となっています。  
(ホースガス栓、可とう管ガス栓)



図のような症状があると、ガス漏れにつながります。

交換期限前でもすみやかに取りかえましょう。

元栓の交換には資格が必要です。交換を希望するときは、LPガス販売店等にご相談ください。

CASE 1  
つまみが固くて回らない

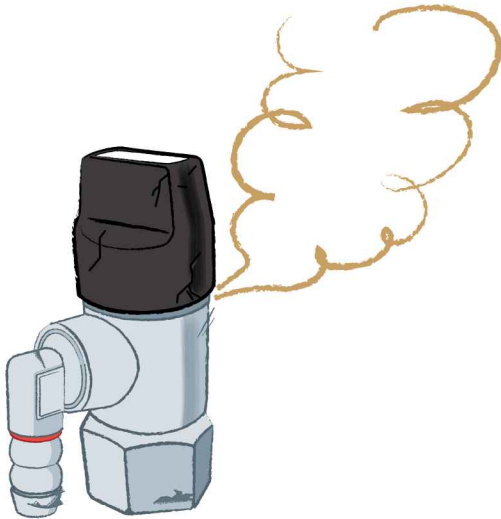


無理に回すとガス漏れしますので絶対にやめてください。

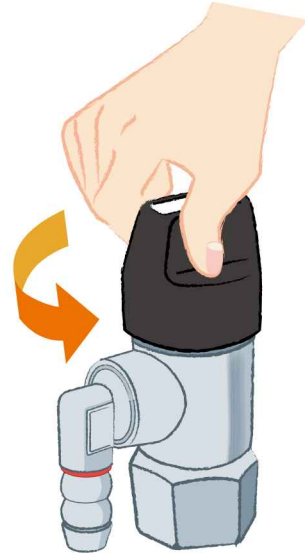
CASE 2  
つまみが90度以上回る  
(空回りする)



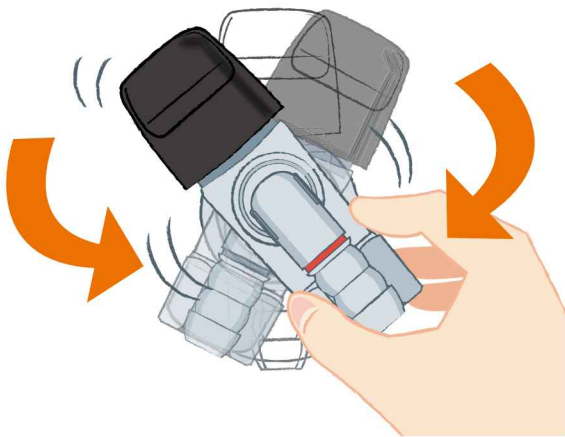
CASE 3  
破損している



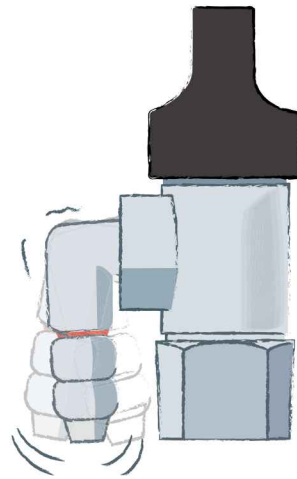
CASE 4  
押し回しなくても回る



CASE 5  
元栓が回転する



CASE 6  
ホース接続口がガタついている



# ガス栓は正しく 安全に設置しましょう

## 末端ガス栓とは

燃焼器の近くに設置するガス栓で、  
通常ホースガス栓、可とう管ガス栓、機器接続ガス栓をいいます

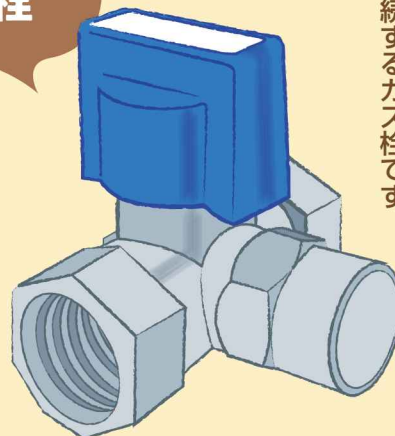
ホース  
ガス栓

過流出安全機構が  
内蔵されています



ON・OFFヒューズガス栓

可とう管  
ガス栓



金属フレキシブルホースや  
燃焼器用ホースを用いて  
燃焼器等と接続するガス栓です

機器接続  
ガス栓

燃焼器等に直接接続する  
ガス栓です

※出口がめねじの  
タイプもあります



ガスコンセント

# 燃焼器と末端ガス栓の接続方法(推奨)

用途	燃焼器等		ホース等 (接続具を除く)	末端ガス栓	
	種類	接続部			
移動式以外	給湯・ふろ	元止め式湯沸器※1 ふろがま(屋内)	ねじ	燃焼器用ホース※5 金属フレキシブルホース※6	可とう管 ガス栓※7
		先止め式湯沸器 貯湯湯沸器 ふろがま(屋外)		燃焼器用ホース※5 金属フレキシブルホース※6	可とう管 ガス栓※7
	調理	ビルトイン型 調理機器※2	ねじ	(使用しない)	機器接続 ガス栓※8
		排熱利用設備			
	コ・ジェネレーション	燃料電池 発電設備			
		ガスエンジン 発電設備	ねじ	燃焼器用ホース※5	可とう管 ガス栓※7
空調	ガスヒートポンプ 冷暖房機(GHP)	ねじ			
移動式	調理	こんろ・炊飯器・ オープン	スリムプラグ	燃焼器用ホース (ガスコード)	ホースガス栓 (コンセント口)※9
	暖房	ファンヒーター※3 FF暖房機	ホース口	ガス用ゴム管	ホースガス栓 (ホース口)※9
	乾燥	衣類乾燥機※4	ねじ	燃焼器用ホース※5	可とう管 ガス栓※7

※1 元止め式湯沸器は所有者が取り外しすることがある。機器接続ガス栓で接続されていた場合、不安定な状態で放置される可能性があり危険なことから、機器接続ガス栓は元止め式湯沸器の接続には使用しないこと。

※2 昇降機能付調理台にビルトインコンロを設置する場合は、燃焼器用ホースで接続すること。

※3 ファンヒーター・FF暖房機は、ガス取入部の構造がスリムプラグまたはねじであるため、ガス用ゴム管による接続はしない。

※4 家庭用衣類乾燥機は、2022年12月改訂の『ガス機器の設置基準及び実務指針(第9版)』にて、排湿筒の有無によらず移動式燃焼器とみなすこととなった。

※5 燃焼器用ホースは、炎が直接接触したり、機器の排気ガスにより高温になるおそれのある所及び日常の点検や取替えが容易に行えない隠ぺい部では使用しないこと。また、出口がTU継手の場合は、ガス機器の入口がTUおねじであることを確認してシールテープを使用せずに接続すること。

※6 浴室内に設置されたふろがまに金属フレキシブルホースや機器接続ガス栓で接続を行うと、入浴中に人や物が当たることによってフレキシブル管に無理な力が加わる可能性があることから、浴室内に設置されたふろがまの接続には使用しないこと。

※7 可とう管ガス栓は水がかからない場所に設置するか、防水型を使用すること。

※8 機器接続ガス栓は、配管用フレキシブル管で配管して移動式以外の燃焼器に直接接続する場合に使用されるガス栓。

※9 ホースガス栓とホース等の接続口の形状が異なる場合は、接続具を使用すること。

注) 移動式以外の燃焼器と末端ガス栓の接続方法として、ねじガス栓と金属管を使用した接続も告示で認められているが、ねじガス栓は可とう管ガス栓に比べ、操作部の耐久性が劣り、押し回し機構がないため、推奨しない(一部、押し回し機構がついているねじガス栓もあります)。



## 安全に関するご注意

### 「可とう管ガス栓」と「ねじガス栓」を間違えて使用しないでください！

「可とう管ガス栓」を使用すべき所に「ねじガス栓」が使用されると



- ①可とう管ガス栓に比べ操作部の耐久性が低いため、ガス漏れに繋がるおそれがあります。(下表 **相違点 1** 参照)
  - ②押し回し機構がないため、人や物がぶつかった際につまみが開きガス漏れするおそれがあります。
- ※可とう管ガス栓は、2008年10月製造分よりつまみの色が水色に統一されています。

「ねじガス栓」を使用すべき箇所に「可とう管ガス栓」が使用されると



ねじガス栓に比べ通過流量が少ないので流量不足が発生するおそれがあります。(下表 **相違点 2** 参照)

### 可とう管ガス栓とねじガス栓の相違点

相違点

1

操作部の耐久性（つまみ等の開閉の反復回数）

ねじの口径（呼び）	可とう管ガス栓	ねじガス栓
15A (1/2B)	10,000 回	1,000 回
20A (3/4B)、25A (1B)	3,000 回	

相違点

2

LPガス流量に換算した場合の通過流量（基準値）

ねじの口径（呼び）	可とう管ガス栓	ねじガス栓
15A (1/2B)	42kW (3kg/h)	126kW (9kg/h)
20A (3/4B)	84kW (6kg/h)	210kW (15kg/h)
25A (1B)	126kW (9kg/h)	273kW (19.5kg/h)

..... 2017年4月1日の告示改正により下記の機器は使用できなくなりました。 .....



・安全アダプター



・両端迅速継手付ゴム管



・両端迅速継手付塩化ビニルホース



・両端ゴム継手付塩化ビニルホース

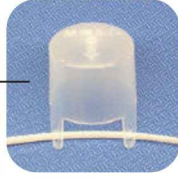
# お客様の安全を守るために

Point

1

誤開放事故を防止するため、  
使用しないガス栓には下記の措置を行ってください。

●ホースガス栓



ガス栓カバー



ゴムキャップ

●可とう管ガス栓



プラグ止め

Point

2

古いガス栓、壊れたガス栓は、ガス漏れの原因となるため、  
保安点検の際、下記の症状がみられたら交換を促してください。

交換期限が切れているもの



お客様の安全を守るために  
交換期限を設けています

つまみが回らない

故障



つまみが破損している

故障



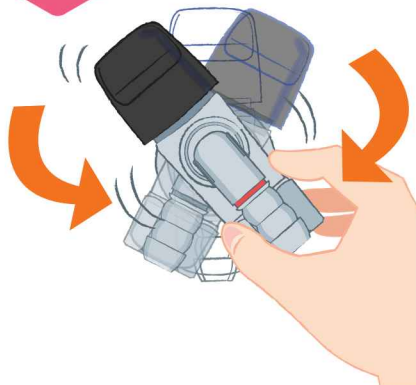
つまみの空回り

故障



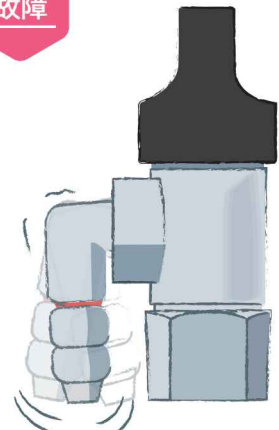
ガス栓回転

故障



ホース接続口のがたつき

故障



**JLIA**

一般社団法人 日本エルピーガス供給機器工業会

〒105-0004 東京都港区新橋5丁目20番4号 新虎サウスビル3F

TEL:03-5777-1974 FAX:03-5777-1985 <http://www.jlia-spa.or.jp>



L P ガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会  
部会長 島袋博文 (公印省略)

## 容器流出防止対象設備に対する期限内の措置について ～L P ガス容器二重掛け等のお願い～

L P ガス容器流出防止を目的として、液石法施行規則が改正され令和3年12月1日施行されております。これに先立ち協会では会員への周知啓発を図ると共に、各販売事業者におかれましては対象設備に対する措置を行っていることと思っておりますが、猶予期間が令和6年6月1日となっております。

つきましては、対象設備について法令違反の無いよう期限内に措置頂きますようお願い致します。

なお、詳しくは協会ホームページL P ガス部会「[容器流出防止措置に対するQ&Aについて](#)」でご確認下さい。

( Q&Aサンプル 全6頁 )

### 容器流出防止措置に対するQ & Aについて

(一社) 全国L P ガス協会

#### 目的

これまでL P ガス業界では自主保安活動の一環として、自然災害に対する容器の二重掛けを進めてきました。

国では近年の大雨による水害等の多発化・激甚化及びそれに伴う容器流出の発生を踏まえ、消費先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止措置を講ずる旨の液石法施行規則を改正し、令和3年6月18日に公布、同年12月1日に施行することとなりました。

これを受け、当協会では施行後に流出防止措置をスムーズに講じていただくための一助になることを目的として本Q & Aを作成いたしました。

#### 作成日

令和3年11月22日

#### 改訂日

令和3年12月2日

Q1 容器流出防止措置は、誰が、いつまでに講じるのですか？

A1 販売事業者が、措置を講じます。

改正省令は令和3年12月1日に施行されますが、施行期日において現に設置されている充てん容器等については、猶予期間として、令和6年6月1日迄に措置を講じることになっています。

但し、令和3年12月1日以降の新規消費者に設置される充てん容器等については、設置時点から省令が適用となります。

なお、省令施行時点の充てん容器等には令和6年6月1日迄の猶予期間が適用されますが、昨今の激甚化する災害から、消費者の安全を確保するという販売事業者の使命を一刻も早く果たすべく、猶予期間に係わらず前倒して取り組むことが望まれます。

Q2 容器流出防止措置は、容器の容量に係わらず設置されている全ての充てん容器等に講じなければならぬ

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の  
一部を改正する省令について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年11月24日付け全L協保安・業務G5第155号において、経済産業省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和5年12月28日に公布されましたのでお知らせいたします。

なお、販売事業者が掲示する標識をウェブサイトへ掲載する場合の表示位置等については、経済産業省へ詳細を確認いたしますので、改めてお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

### 改正概要

①「フレキシブルディスク」、「シー・ディー・ロム」といった具体の媒体名を定めるものについて、媒体名は削除され、「電磁的記録媒体」等の抽象的な規定への見直しが行なわれた。

②販売事業者が販売所に掲げる標識について「常時雇用する従業員の数が五人以下である場合」もしくは「自ら管理するウェブサイトを有していない場合」を除き、ウェブサイトにも掲載することになった。

### 施行日

①令和5年12月28日

②令和6年4月1日

### 改正概要等掲載URL

【経済産業省】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/12/20231228-01.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231228-01.html)



【意見募集結果】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595123101&Mode=1>



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 森、橋本、國坂



# 標識のウェブサイトでの掲載について

令和6年3月 改訂  
(一社) 全国LPガス協会

# 標識のウェブサイトでの掲載について

液石法第7条に定める販売所の標識掲示について、従来の販売所店頭での掲示に加え、令和6年4月1日からウェブサイト上への掲載が求められることになった。（一部例外あり）

上記を踏まえ、経済産業省ガス安全室の協力により「掲載例」を示すが、これは「一例」であって、この方法以外では認められないという意味ではありません。

改正の主旨に合致していれば、これ以外の方法を採用されても全く問題はないとのこと。

# ① トップページのわかりやすい場所

- 事業者のトップページに、ピックアップコンテンツ的に掲載されているタイルやバナーをクリックすることで表示される。

〇〇プロパン株式会社

「標識はこちら」等の文字もしくは事業者標の小さな画像もしくはが掲示し、クリックすることで文字が読みとれる大きさで表示されるページにリンクすることが望ましい。

株式会社□□ガス

プレスリリース  
・〇月×日 > < + \*  
・▲月◇日

注目コンテンツ（表現は自由）

標識はこちら

## ②「お近くの事業所検索」の検索結果や「事業所一覧」ページの中

### □□プロパン株式会社のネットワーク

・本社

東京都千代田区霞が関○-○-○  
03-3○△□-×△□○

・関東支店

埼玉県さいたま市中央区新都心○番地○  
04×-○△□-×△□○

・中部支店

愛知県名古屋市……………  
052-96○-×△□○

標識の小さな画像もしくは、「標識はこちら」等の文字を掲示し、クリックすることで文字が読みとれる大きさで表示されるページにリンクすることが望ましい。

液化石油  
ガス販売事  
業者標識

液化石油  
ガス販売事  
業者標識

### ③「会社概要」等のページの最下部等

#### 会社概要

社名：〇〇プロパン株式会社

本社：〒100-8913 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

創立：2001年1月6日

資本金：〇〇〇千円

役員：代表取締役社長 〇〇 〇〇……

事業内容：L P ガス供給販売……

液化石油ガス販売事業者標識

事業者標識をこの画面で読み取れるようなサイズで表示することが望ましい。

## ④ 標識の掲示方法について

- 標識のウェブサイト上での掲載は様式に従えば良いので、以下の2つの方法が考えられる。
  - ① H P で表形式で所定の内容が表示されるように作成する（※）。
  - ② 実際の事業所に掲示されている金看板をデジカメ等で撮影し、その画像をH P に貼り込む。
- いずれにせよ、標識で有る以上読み取れるサイズで表示されることが必要 （画像の場合は明るさなども注意）。作成においては、スマートフォンやタブレットでの表示を意識する。

(※) 複数の事業所を有する事業者においては、登録をうけた事業者ウェブサイトにおいてすべての事業所の名称・所在地を一括して一覧表にし、公表することも可能。

掲載例

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	登録行政庁名 5 0 A 0 0 0 0
登録年月日	年 月 日
氏名または名称	〇〇プロパン株式会社
代表者の氏名	〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	関東支店 埼玉県さいたま市新都心〇-〇-〇 中部支店 愛知県名古屋市◇◇◇〇-〇-〇 近畿支店 大阪府大阪市◇◇◇〇-〇-〇

ただし、あまりにも支店や営業所数が多い場合は、地域毎に区切りを入れる（例えば<関東地方>）など、見る方が知りたい販売所の情報を発見しやすいように工夫することが望ましい。

## ⑤ 4月1日に間に合わない場合の暫定措置

- トップページ（必須）の、「重要なお知らせ」（あるいはプレスリリース）欄に、令和6年4月1日までに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正に伴う、液化石油ガス販売事業者標識の掲示について」などの文書を掲載し、その本文に事業者標識を掲載する。
- ただし、本措置はあくまで暫定的なモノであり、速やかにHPを改修して、前述のような表記を行うこと。
- なお、表示義務違反に伴う罰則は20万円以下の罰金である。

# 【補足】

(1) グループ会社の場合はどう扱うのか。

- ・ 人格の異なる法人の場合は、各法人に掲示義務がある。  
グループ会社が自身で管理するHPを持っている場合（従業員数5名以下を除く）は、当該グループ会社に掲載義務が生じることに留意。）
- ・ HPでグループ会社を掲載していることをもって、掲載元の事業者に掲載義務は発生しない。（掲載することを妨げるものでもない。）

## 〇〇プロパン株式会社のグループ企業

・△△株式会社

東京都新宿区西新宿〇-〇-〇

03-5〇△□-×△□〇

[https://www.sannkakusannkaku\\_puropann.□□](https://www.sannkakusannkaku_puropann.□□)

液化石油ガス  
販売事業者  
標識

人格の異なる法人  
は掲載義務はない

・株式会社☆☆

神奈川県横浜市中区日本大通〇-〇-〇°

045-2△□-×△□〇

・△△株式会社

東京都新宿区西新宿〇-〇-〇

03-5〇△□-×△□〇

[https://www.sannakusannaku\\_puropann.□□](https://www.sannakusannaku_puropann.□□)

グループ企業が自らHPを運営している場合は、「△△株式会社」に掲載義務がかかります。

(2) 〇〇ホールディングスがホームページを持っており、その傘下にA販売事業者、B販売事業者、C保安機関などを掲載している場合は販売事業者のホームページではないので掲載の義務はかからないと考えて良いか。

→義務はないが、掲載することは妨げない／が望ましい。

(3) 複数の事業所を持っている販売事業者において、支店毎に掲載する場合、販売事業所の名称を〇〇支店の掲載だけでも可能か。

## 〇〇プロパン株式会社のネットワーク

・本社

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇  
03-3〇△□-×△□〇

・関東支店

埼玉県さいたま市中央区新都心〇番地〇  
04×-〇△□-×△□〇

・中部支店

愛知県名古屋市中区〇-〇-〇  
052-96〇-×△□〇

販売事業所の名称を〇〇支店

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	登録行政庁名50A0000
登録年月日	年 月 日
氏名または名称	〇〇プロパン株式会社
代表者の氏名	〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	関東支店 埼玉県さいたま市新都心〇-〇-〇

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	登録行政庁名50A0000
登録年月日	年 月 日
氏名または名称	〇〇プロパン株式会社
代表者の氏名	〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	中部支店 愛知県名古屋市中区〇-〇-〇

→社名と販売事業所名が同一であれば良い。

(4) 事業規模が著しく小さい場合に該当する「常時雇用する従業員の数が5人以下である場合」とは液化石油ガス販売事業において雇用される従業員数で相違ないか。

→販売事業における従業員数のため、他事業は除外される。

(5) 液石法規則第8条には、「標識の掲示は様式四によりするものとする。」とあり、様式四には「30cm×40cm」と寸法が入っているが、どのように解釈したらよいか。

→販売事業所に掲示される場合のサイズのため、ホームページに掲載する場合はサイズの決まりはない。

ただし、見やすくする工夫はしてもらいたい。

(6) 代表者など記載事項が変更になった場合は、いつまでに変更すれば良いのか。

→「遅滞なく」変更すれば良い。(事業所に掲示する看板と同様)。

(7) 「常時雇用する従業員」とはパートやアルバイトが含まれるか。

→含まれる。